

## 6. 卒業・修了時の手続き

卒業・修了などで長岡を離れる場合には、いろいろな手続きが必要になります。忘れずに全て行うようにしてください。また、留学生の皆さんは、国境を越えた交流の懸け橋としての期待を担っています。在学中にお世話になった方々に心を込めてお礼を述べるなど、将来も温かい交流が継続できるよう心を配ってください。

### 1. 学内での届出

**【留学生卒業/修了時調査票の提出】** NUTを離れた後も、同窓生として大学からのいろいろな支援を受けることができるよう、また、修了生とNUTを結ぶネットワーク構築のため、連絡先や住所を留学生支援係にお知らせください。「留学生卒業/修了時調査票」(Google Form)は、留学生支援係ホームページから入力してください。

[https://www.nagaokaut.ac.jp/gakusei/ryugaku\\_shien/ryugakusei/Before\\_Leaving\\_NUT.html#cms2BE87](https://www.nagaokaut.ac.jp/gakusei/ryugaku_shien/ryugakusei/Before_Leaving_NUT.html#cms2BE87)



**【就職・進学内定(決定)届の提出】** 皆さんの就職状況の把握と統計資料の作成及び文部科学省、厚生労働省からの就職内定状況等調査照会に対応するため、就職が内定した場合は、学務学生支援ICTシステムの学生カルテシステムにある「就職・進学内定(決定)届」を必ず入力してください。進学の場合も必ず入力してください。

なお入力方法の詳細は、就職関連情報HP及びILIAS内に掲載されている操作説明資料をご覧ください。

学務学生支援ICTシステム総合案内HP

[https://www.nagaokaut.ac.jp/kyoiku/gakusei\\_system/info\\_ictsys.html](https://www.nagaokaut.ac.jp/kyoiku/gakusei_system/info_ictsys.html)



就職関連情報HP (学内専用)

<https://www.nagaokaut.ac.jp/gakunai/designated/syuusyoku/syuusyoku.html>



### 2. 学外での手続き

#### ◆ 民間アパートの解約手続き

**【退去日の連絡】** 引っ越しをする日の1か月前までに家主または管理会社に連絡をして、契約の終了手続きをしなければいけません。連絡が遅くなると、さらに1か月分の家賃が請求されることがあります。

**【点検】** 家主から請求される修理やハウスクリーニングの費用を少なくするために、荷物を全て出した後、ていねいに掃除をしてから退去の点検を受けた方がよいです。入居時に前払いした敷金との差額が戻る場合もあります。

**【ごみの処理】** 荷物を処分する場合には、長岡市のごみだしのルールを守ってください。

**【光熱水費】** 電気、ガス、水道についても、各社に使用停止日を連絡(webでも可能)して、先方の指示に従って精算してください。停止の立会が必要な場合や、その際に現金で支払うこともあります。

**【インターネット】** 各自で忘れずに解約の手続きをしてください。

**【住宅保険】** 大学で加入したJEESの住宅総合保補償度(保険)は、残りの補償期間次第で、返金ができます。留学生支援係に確認してください。

## ◆ 大学宿舎の解約手続き

**【退去日の連絡】** 退去の希望日を、1か月前までに学生支援課生活支援係に連絡してください。退去点検（平日のみ）を受ける時間を相談し、決めてください。

\*リンテックハウスの場合：退去の希望日を、3か月前までに㈱ヒロセの賃貸へ連絡。退去点検を受ける時間を相談し、決めてください。また留学生支援係にも退去日をお知らせください。

**【点検】** 荷物を全て出した後、できるだけの大掃除をしてください。電気、ガス、水道のメーターが計測され、その月に使用した分（と未払いの料金があればそれも）を現金で支払います。故障または破損のある箇所や物品があったら、恐れずに正直に伝えてください。

**【ごみの処理】** 不要になった物品・家具などを友人等に譲ったり売却したりした後、必ず長岡市のごみだしのルールを守って処分してください。アパートや大学宿舎に放置はしないこと。

## ◆ 市役所での手続き

**【転居届の提出】** 卒業・修了後に帰国する場合にも、日本国内で進学または就職する場合にも、市外への引っ越しの場合には「転出届」を長岡市役所に届け出る必要があります（引っ越しの14日前くらいから届け出ができます）。その際に受け取る「転出証明書」を、引っ越し後14日以内に転入先の市町村役所に持参しないと、新しい住所に転入できませんのでご注意ください。

**【国民健康保険】** 保険証を持参して、国民健康保険の脱退手続きを行い、保険証を返却しなくてはなりません。未払い保険料があれば支払います。

**【家族の転校】** 子どもが学校に通っている場合は、転校などの手続きも忘れずに行ってください。今いる学校と行く先の学校で、必要な書類を事前に話し合い準備する必要があるため、両校には早めに転出を通知しておくこと。希望があれば「在学証明書」「成績証明書」も英文で作成してもらえます。相談は長岡市教育委員会へ。

## ◆ 銀行口座の解約手続き

**【口座解約】** 奨学金の振り込みや各種料金の引き落としなどの都合がありますので、解約予定の人はその時期を留学生支援係に相談してください。

また、帰国後に悪用されないように、今後使用する予定のない口座は絶対他人には譲らないでください。解約する口座をもとに作ったクレジットカードは解約するか、引落しの指定口座を変更してください。

## ◆ 郵便局関係の手続き

**【郵便物の転送手続き】** 日本国内のみ可能、無料です。郵便局のホームページで申し込みできます。国に帰る場合、日本に残る知り合いの住所に届くよう指定するとよいでしょう。

## ◆ 自動車・原付等の手続き

**【名義変更】** 自動車を人に譲るときは名義変更の手続きを必ずしてください（売り主側の責任です）。

**【廃車手続き】** これ以上乗らない場合は廃車手続きを必ず行ってください。放置しておくとも課税され続けます。年度途中に廃車をすると、過払い分の自動車税は、月割りで返金がされるそうです。乗らなくなった自動車を、大学に放置しないでください。

**【保険の解約】** 加入している自賠責保険・任意保険の解約をした際、未経過期間によっては、返金される場合もあります。

## ◆ 携帯電話の解約手続き

出発前に携帯電話会社のショップで、解約と精算手続きをしてください。SIMカードについても解約手続きを忘れずに行ってください。

## ◆ 出入国在留管理庁

**【届出】** 卒業・修了後も日本に滞在する場合は、出入国在留管理庁に各自で以下の届け出を行う必要があります。

・就職が決まっている場合または他大学へ進学する場合

⇒「活動機関に関する届出（離脱と移籍）」

・卒業・修了後に就職活動を引き続き行うため在留資格を「留学」から「特定活動」に変える場合

⇒「活動機関に関する届出（離脱）」

を、各自で届出する必要があります。

出入国在留管理庁のホームページの「電子届出システム」利用が便利ですが、郵送または直接窓口でも届出できます。卒業・修了後14日以内にしないと、罰則の対象になります。

ただし、卒業・修了後すぐに帰国する場合には、空港の出国審査時に在留カードの返納をすれば、この届出は不要です。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00014.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html)



**【在留カードの返還】** 出国港の出国審査の窓口で返還してください。

## ◆ その他

学内外でお世話になった人たちに連絡をしてください。



## ● 卒業/修了時チェックリスト ●

卒業・修了で大学を離れる際の手続きについて、チェックしてください。

### ● 大学内にて

- 指導教員に帰国予定日を伝え、研究室を離れる準備の打ち合わせをする。
- 留学生支援係に「進路届」を提出する。非正規生は不要です。
- 成績証明書、修了/卒業証明書などの発行は、学務課に早めに申請する。
- 図書館から借りている本は返却する。

### ● 住居関連

- 学生宿舎：学生支援課生活支援係に退去届を提出し、退去日をオンラインシステムで予約する。  
アパート：遅くとも1か月前までに家主または管理会社に連絡し、部屋の退去点検日を決める。
- 電気・水道・ガス会社にそれぞれ連絡し、最終点検日や精算方法を確認する。学内の宿舎は不要。
- 借りていた部屋を最大限にそうじする。
- 不要な物品・家具などは友人等に譲ったり売却したりした後、必ず長岡市のルールに従って処分する。アパートや大学宿舎に放置はしないこと。
- アパート/大学宿舎からの退去日に、家主または管理会社からの点検を受け、入居時に前渡しした敷金と未精算の費用との差し引きをして、精算を完了する。
- アパート入居者は、JEES 住宅保険の未使用分の返金請求が可能か、留学生支援係に相談する。
- 家族以外の同居者がいる場合は、賃貸契約名義の変更が必要か、家主等に確認する。
- 大学の連帯保証制度利用者で引き続き同じアパートに住む予定の場合、連帯保証人を変更する手続きが必要なので、留学生支援係に連絡する。

### ● 市役所にて

- 国外/市外への転出を届け出る。
- 国民健康保険を解約し、払っていない保険料があれば支払う。
- 小学生以上の子供がいる場合は「転出証明書」を受け取り、転校の手続きをする。

### ● 出入国在留管理庁関連

- 卒業・修了式の日から14日以内に、出入国在留管理庁に「活動機関に関する届出」を提出する。  
ビザの変更手続きとは別に、自分で行わなければいけません。郵送、または電子届出システムでも可能。  
ただし、すぐに帰国する場合は不要。14日以内に在留資格の変更許可を受けた場合も不要です。
- 日本で就職する場合は、在留資格の変更手続きをする。
- 帰国する場合は、在留カードを出国審査の窓口に返還する。

### ● 自転車・自動車関係

- 自転車を他人に譲る際には、新しい持ち主の名前で防犯登録をするよう伝える。  
登録者名と使用者が異なると、盗んだ自転車と疑われます。
- 自動車/二輪車を人に譲る場合には、名義変更手続きを済ませること
- もう乗らない自動車/二輪車は、放置したまま旅立たない。廃車手続きを自分ですること、または業者に頼んで済ませること。自動車税の過払い分が返金される可能性があります。
- 自賠責保険と任意保険を解約する。未使用期間分が返金される可能性があります。

### ● その他

- 今後使用する予定のない銀行口座は、解約する(解約前に送金や自動引き落とし予定がないことを必ず確認すること)
- 郵便局に転居届を提出して、郵便物の転送の手配をする。転送は日本国内で1年間限定。
- 携帯電話やインターネットを解約する。

### 3. 日本での就職活動

本学に届いた求人票は、本学ホームページの「キャリアタスUC」で提供しています。その他、就職に関する資料は、学生支援課就職支援係や各専攻の就職事務室で見ることができます。また、学内においては、就職ガイダンス（留学生のための特別プログラムを含む）、合同企業研究会等を開催しています。さらに各専攻の就職担当教員からも就職活動のアドバイスを受けることができます。

日本での就職活動では、日本語の能力（日本語能力試験N1、N2レベル）を求められる場合があります。日本語の講座は積極的に受講しましょう。

なお、国内及び国外において、就職（進学等）が決まった人は、「就職・進学内定（決定）届」を学務学生支援ICTシステム(LiveCampus)から提出してください。

学務学生支援ICTシステム総合案内HP

[https://www.nagaokaut.ac.jp/kyoiku/gakusei\\_system/info\\_ictsys.html](https://www.nagaokaut.ac.jp/kyoiku/gakusei_system/info_ictsys.html)

卒業後も日本で就職活動を続ける場合、指導教員の許可があれば、「特定活動」ビザで6か月間日本に滞在することができます。手続きについては27ページを見てください。

就職活動についての問い合わせは、学生支援課就職支援係（内線9251/9252）まで。

就職関連情報HP（学内専用）

<https://www.nagaokaut.ac.jp/gakunai/designated/syuusyoku/syuusyoku.html>



#### ◇ キャリタスUC

<https://st.uc.career-tasu.jp/login/?id=e1cc13f821a4eed280d04dce198e169e>

- ・大学に届いた求人票が検索・閲覧できます。
- ・ユーザーID／パスワードは別途お知らせします。



### 4. 帰国外国人留学生に対するフォローアップ

帰国留学生に対する支援として、独立行政法人日本学生支援機構が次の事業を実施しています。

[http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study\\_j/exchange/index.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/exchange/index.html)



#### ◆ 帰国外国人留学生短期研究制度

帰国後1年以上経過した留学生のうち、母国において教育・学術研究または行政に携わり、活躍している者に対し、再来日をして出身大学等で研修を行う機会（最長90日間）を提供しています。希望者は指導教員に申請を依頼してください。

#### ◆ 帰国外国人留学生研究指導事業

母国において教育・研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本の大学等で指導に当たった教員を現地に派遣し、現地での教育・研究条件下のもと適切かつきめ細かな指導を行うものです。対象は、帰国後5年未満の帰国留学生です。希望者は、指導教員に申請を依頼してください。

#### ◆ 日本留学ネット

日本に留学した外国人のために、留学後の生活に役立つ日本の最新情報や就職支援情報、体験談などを配信しています。

<https://www.facebook.com/jasso.japanalumnglobalnetwork>



### 5. 国費外国人留学生としての再留学

日本の大学を卒業・修了して帰国し、さらに上級の学位を取得するために再度留学を希望する者、または何らかの事情により帰国し、再度留学を希望する者は、条件を満たす場合には、国費留学生に応募することができます。ただし、過去に国費留学生であった者については、帰国後3年以上の教育・研究歴があることが必要です。ただし、日本語・日本文化研修留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム生であった者は3年経過していなくても応募可能です。